

# あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定のルール項目

## ◇まちの将来像、サブテーマ◇

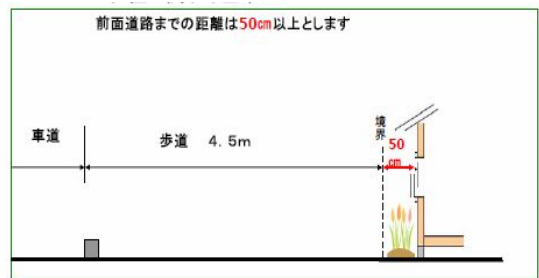
### 向こう三軒両隣りのまちづくり

- 「賑」 にぎわいと活力のあるまちづくり
- 「癒」 住む人、訪れた人が癒されるまちづくり
- 「安」 高齢者から子どもまで安全安心なまちづくり
- 「景」 みどりあるまちなみづくり

## ◆ルール項目(協定に記載する項目)◆

### 1 建物の位置に関する基準

前面道路に面した建築物の外壁面または、これに代わる柱の面は、道路境界から50センチメートル以上離す。



### 2 建物の色に関する基準

- ①外壁の色 原色や華やかな色は避け、白、グレー、茶、ベージュ等の色を基調とし、周囲と調和した色を使用。
- ②屋根の色 こげ茶、黒、グレー、シルバー等の落ち着いた色を使用

### 3 緑花に関する基準

- (1) 道路境界から後退した部分については、できるだけ緑地を設ける。
- (2) 緑地には、樹木(生垣も含む)または花を植樹する。
- (3) 緑地ができない場合は、玄関先、テラス、バルコニー、2階窓下、壁面のフラワーポット等により緑花に努める。



### 4 広告物に関する基準

- (1) 自己(借主も含む)の敷地内に看板等を設置する場合は、協定区域内の環境にふさわしい良識のあるものを設置し、自己用以外は設置してはならない。
- (2) 看板に使用する色数はできるだけ少なくする。

### 5 地域活動に関する基準

日ごろから互いに協力し合う地域コミュニティの醸成に向け、道路の清掃活動、緑花活動などの地域活動、行事への参加に努める。

## 努力項目

※ルール項目では取り決めしないが、努力項目として取り組むもの

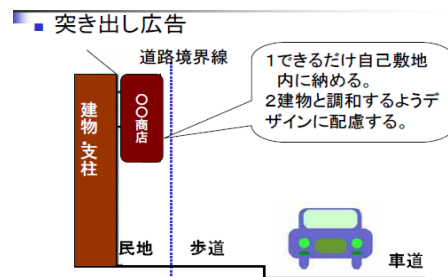
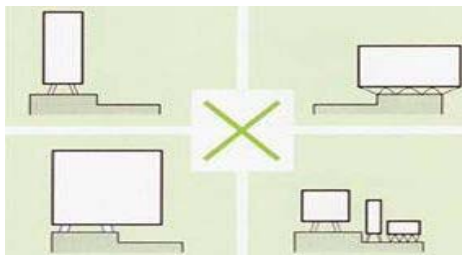
- 道路に塀を設置する場合は、できるだけ生垣とし、やむを得ずブロック塀を設置する場合は、周辺の環境に考慮する。



- 道路に面して自動販売機、空調機等の設置する場合は、できるだけ囲いをする。囲いをするのが困難な場合は、周辺の環境に調和した色にする。



- 営業用駐車場には周辺の環境に配慮した囲障を設置し、できるだけ植栽を行う。
- 連続するオープンスペースには歩道となるべく色調を合わせる。
- 屋上利用看板は原則として設置しないようにする。また、突き出し看板については、なるべく敷地内に納め、建築物と調和するようデザインに配慮する。



- 各種アンテナ等については、通りから見えないように配慮する。
- 近隣で日ごろから声を掛け合うよう心がける。